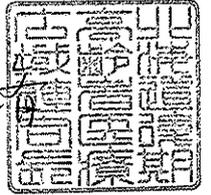


北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年5月18日

北海道後期高齢者医療広域連合長 丸場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「若しくは附則第12条」を「、附則第12条若しくは附則第13条」に改め、附則に次の1条を加える。

（平成21年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額の特例）

第13条 平成21年度において、第14条第1項第1号に掲げる被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額は、同号及び同条第4項の規定により算定した被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額とする。

2 前項の規定は、平成21年度における所得の少ない者に係る被保険者均等割額の減額について第14条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。